様式第6(第4条関係)

商標権分割登録申請書

特	許
印	紙

(平成年月日)

特許庁長官 殿

- 1 商標登録番号
- 2 分割に係る指定商品又は指定役務並びに商品又は役務の区分

第 類

指定商品(指定役務)

- 3 登録の目的
- 4 申請人(商標権者)

住所(居所)

氏名(名称)

(EII)

)

(国籍)

5 代理人

住所(居所)

氏名(名称) 印

6 添付書面の目録

(1)商標権分割証書 1 通

(2) (

[備考]

- 1 用紙は、日本工業規格A列4番(横21cm、縦29.7cm)の大きさとし、インキがにじまず、 文字が透き通らないものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい 線等を記載してはならない。
- 2 余白は、少なくとも用紙の左右及び上下におのおの2cmをとる。
- 3 文字は、タイプ印書等により、黒色で、明りようにかつ容易に消すことができないように書く。
- 4 特許印紙をはるときは、その下にその額を括弧をして記載する。商標法第76条第6項 ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、工業所有権の手 数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令(平成8年通商産業省令第64号)第5条の規定による納付書(以下「納付書」という。)によるときは、歳入徴収官 事務規程(昭和27年大蔵省令第141号)別紙第4号の12書式の納付済証(特許庁提出用)を 別の用紙にはるものとし、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則(平成2年通商産業省令第41号。以下「特例法施行規則」という。)第41条の9に規定する納

付情報(以下「納付情報」という。)によるときは、「4 申請人(商標権者)」の欄の次に「5 納付番号」(代理人によるときは、「5 代理人」の欄の次に「6 納付番号」)の欄を設け、納付番号を記載する。

- 5 「指定商品又は指定役務」の読み方が難解であるとき又は読み誤りやすいものであるときは、なるべく片仮名で振り仮名を付ける。また、2以上の商品(役務)を指定する場合には、それぞれの指定商品(指定役務)の区切りにコンマ(,)を付さなければならない。
- 6 「分割に係る指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分」の欄に記載すべき 商品及び役務の区分が2以上である場合は、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

第 類

指定商品(指定役務)

第 類

指定商品(指定役務)

- 7 「登録の目的」の欄には、「本商標権の分割」と記載する。
- 8 「申請人(商標権者)」又は「代理人」の欄の住所の次に申請人(商標権者)又は代理 人の有する電話又はファクシミリの番号をなるべく記載する。
- 9 「住所(居所)」は、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳し く記載する。
- 10 「氏名(名称)」は、法人にあつては、名称を記載し、その次に「代表者」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載し、代表者の印を押す。
- 11 「(国籍)」は、外国人の場合に限り記載する。ただし、その国籍が「住所(居所)」 の欄に記載した国と同一であるときは、「(国籍)」の欄は設けるには及ばない。
- 12 代理人によるときは本人の印(本人が法人の場合にあつては、「代表者」の欄及び印) は不要とし、代理人によらないときは「代理人」の欄は設けるには及ばない。
- 13 「(平成 年 月 日)」には、なるべく提出する日を記載する。
- 14 商標法施行規則第22条第2項において準用する特許法施行規則第27条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る権利であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「5 代理人」の欄の次に「6 国以外のすべての者の持分の割合」の欄を設けて、「○/○」のように記載する。
- 15 商標法施行規則第22条第1項において準用する特許法施行規則第9条の3第1項の規定により包括委任状を援用するときは、「添付書面の目録」の欄に「包括委任状番号」の欄を設けて、包括委任状の番号を記載する。また、2以上の包括委任状を援用するときは、「添付書面の目録」の欄に「包括委任状番号」の欄を繰り返し設けて記載する。
- 16 商標登録令第10条において準用する特許登録令第36条の規定により書面の提出を省略するときは、「添付書面の目録」の欄に、当該書面の書類名を記載し、その次に「援用の表示」の欄を設けて、同条第1項の規定によるときは当該書面が提出される手続に

係る商標登録番号、書類名及びその提出日を、同条第2項の規定によるときは当該書面 が提出された手続に係る商標登録番号、書類名及びその提出日を記載する。